

## 「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込んでほしいこと（概要版）

国際婦人年連絡会（2020年7月）

### はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、日本社会の女性差別的構造が浮き彫りになった。家事育児を担いながら賃労働に従事する多くの女性たちによって個々の家庭の日常が成り立っていることや、医療従事者の約7割がそのような女性たちで占められていることなどを想定できない為政者の事前準備と予告無しの全国一斉休校や、未だに、個人ではなく世帯単位で行われる行政対応の矛盾など、多数の事例があげられる。

私たちはNGO団体として、第4次男女共同参画基本計画の達成状況に関するここ4年間のジェンダー平等の動向を評価し、第5次計画に盛り込んでほしい点を要望する。

### 第1部 「基本的な方針」部分

- ①男女共同参画社会基本法策定時の202030目標の達成状況と評価、里程標の作成2030などの国の示す数値目標につき、毎年、数値成果を発表。クォータ制の推進。
- ②施策立案の際には、「女性の人権の確立」とともに、旧来の「男女」の枠組みから、性の多様性を含む「ジェンダー」の視点への転換を重視して行う。ジェンダー統計の一層の充実を図る。ジェンダー平等を中核に国際標準の包括的性教育を実施する。
- ③あらゆる分野で憲法に基づくジェンダー平等政策が推進されることを要望する。特に憲法の前文、9条（戦争の放棄）、13条、14条、15条、24条（個人の尊厳と両性の本質的平等）、25条、26条、27条等の内容を盛り込む事。
- ④男女共同参画の視点に立ち、世界の人々の人権保護と平和構築に貢献する。

### 第2部 政策編

#### I あらゆる分野における女性の参画拡大

##### 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ①パリティやクォータ制など、諸外国の取り組みも参考に国際水準の目標を掲げる。
- ②一票の格差、多様な民意を反映するため、小選挙区制度の見直し、比例代表制の拡充。
- ③ジェンダー視点からの選挙制度改革。供託金問題や女性の議員活動を支える条件整備。

##### 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ①ILOのハラスメント禁止条約を批准し、セクシュアル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントの禁止を明記する国内法の見直しをすすめる。
- ②非正規労働者や無権利の労働者を拡大する政策の転換と、最低賃金の大幅引き上げ。
- ③所得税法56条は廃止する。

##### 第3分野 地域における男女共同参画の推進

- ①農業経営における女性の参画、特に企画・立案への参画の機会を広げる。
- ②農業委員会、林業・漁業等の各協同組合、自治会長等への女性の参画促進。
- ③災害発生時や感染症対策におけるジェンダー平等の徹底、慣習、運営、政策の見直し。
- ④課税最低限度額の大幅引き上げなどを最低必要条件に、農業者年金の見直し等、性に中

立的な税・社会保障制度への転換。

#### **第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進**

- ①体験・観察・実験が遂行できるよう小学校低学年の理科のコマ数を増やし、将来の女性科学者育成のためにも、特に女性の理科専門教員、補助教員の確保採用を要望する。
- ②女性科学者、技術者の処遇改善と、長期的に5年、10年を設定して、コホート研究を行い、理科教育振興のための具体策を講ずることを要望する。

## **II 安全・安心な暮らしの実現**

#### **第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

- ①被害者ワンストップ支援センターの増設と充実。医療・司法・警察・民間団体の連携。
- ②性犯罪に関する刑法の再改正。強姦性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引き上げ、上下関係利用の罪の新設及び公訴時効の撤廃、性暴力加害者の厳罰化。
- ③処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV防止法の改正による緊急保護手続きの迅速化。

#### **第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備**

- ①対象者はすべての女性とし女性を包括的に支援する、女性支援プランの作成。
- ②ひとり親家庭への支援―就労、教育、住居、子育て。
- ③単身高齢女性の貧困問題への対応。

#### **第7分野 生涯を通じた女性の健康支援**

- ①女性と男性のライフステージに応じた健康支援と性差医療の推進。
- ②周産期医療体制と小児救急医療体制の整備。妊娠、産前・産後、子育てケアの促進。
- ③望まない妊娠や性感染症の予防、性被害、加害者にならないためのジェンダー平等と人権を基盤にした性教育の推進。若年者の妊娠・出産後の援助や勉学の継続を保障。

#### **第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進**

- ①地域防災計画及び実施計画を策定するにあたっては、女性の視点を入れること。

## **III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備**

#### **第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備**

- ①配偶者控除をはじめ、税・社会保障のジェンダー視点での見直し。
- ②男女が共に仕事と家庭に責任を担える社会の構築とワーク・ライフ・バランス。
- ③選択的夫婦別氏や同性婚法などの民法改正を要望する。

#### **第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進**

- ①子どもの教育権を阻害する経済格差の広がりや貧困化に配慮した施策を要望する。
- ②女性の大学等への進学とその後の労働環境は密接不離であるとする施策を要望する。
- ③メディアには、憲法に根差した民主主義と人権に基づいた真実の追求を要望する。
- ④メディアは女性蔑視的表象や性役割意識払拭のため、意思決定機関に女性を増やす事。

#### **第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献**

- ①女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准の明記を要望する。 以上